

○厚生労働省告示第三百六十七号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>2 職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。</p>		<p>2 職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。</p>	
株式会社ウェルネット	(略)	(新設)	(略)
東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVENU E二階	(略)	(略)	(新設)
名称	所在地	名称	所在地